

民主教育研究所 研究フォーラム

教育専門職・労働者の働き方はどうあるべきか

「働き方改革」の検証

現在、教師の「多忙化」に対する社会的な認知がようやく広がりつつあるなか、安倍政権の「働き方改革」と並行して、文部科学省・教育委員会の主導で「学校における働き方改革」が進められています。しかし、「働き方改革」が生産性向上による日本経済の再生を目的としているように、「学校における働き方改革」が新学習指導要領をはじめとする教育政策を確実に実施するための手段として位置づけられていることに注意が必要です。教職員の働き方は、人権や労働者としての権利の保障という視座から検証されるとともに、子どもの学習権を保障するのに必要な専門的自律性や裁量を保障するものであるかが問われなくてはなりません。また、「学校における働き方改革」は、近年の教育改革自体が学校の「多忙」を亢進させてきたことへの反省を欠き、教職員の長時間過密労働をもたらしている原因の的確な分析が行われているとは言い難いものになっています。真の原因の分析に基づかないで講じられた対策に大きな効果は期待できません。

このような問題意識から、1) 教職員の長時間過密労働の実態を改めて検証して、その真の原因を分析すること、2) 政府の「働き方改革」と関連づけつつも、文部科学省・教育委員会が進める「学校における働き方改革」が持つ固有の問題点を明らかにすること、3) 教育専門職・労働者に相応しい働き方とはどういうものかを多面的に掘り下げ、考察することをねらいとして、本フォーラムを開催することにいたしました。

報告者

- ① 研究者・民研から 高橋哲さん
- ② 弁護士 加藤健次弁護士
- ③ 労働組合 米田雅幸さん



主催 民主教育研究所
03-3261-1931
office@min-ken.org

日時 **10月27日(土)**
13:30~16:30
場所 **全国教育文化会館5階会議室**

